

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

つぎの項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 平成28・29・30年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書を受けた者のうち、公告に示された等級格付けに該当するほか、競争参加地域が**東海・北陸地域の競争参加資格を有する者**であること。

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班
東部方面会計隊ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

3 落札決定に関する事項

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは切捨)をもって落札金額とするので入札書は消費税に係わる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載して下さい。

4 違約金に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

5 入札の無効に関する事項

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報電話等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

6 契約書の作成

作成する。

7 同等品に関する事項

同等品で入札を行う場合は、「同等品判定依頼書」を平成31年2月21日までに提出して、官側の承認を得ること。

8 郵便入札

郵便による場合は、入札日の前日17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

9 その他

- (1) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者については競争参加を認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約をおこなわない。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 参加業者は、**内訳書を会計隊契約班にて受領し、不明な点は事前に確認し入札に参加する。**
- (5) 入札に参加する者は、**資格決定通知書の写しを提出する。**
- (6) 代理人が入札に参加する場合は、**必ず委任状を提出する。**
- (7) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。
 - (ア) 場所 第433会計隊入札室
 - (イ) 日時 **平成31年2月28日 15時30分**

10 問い合わせ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊(担当: 長田)
TEL 0550-89-0711(内線 343 FAX 341)